「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」普及委員会規約

制定 平成 18年 10月 25日

1.委員会の名称

「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」普及委員会(以下、委員会)とする。

2.目的

「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」(以下、「導入の手引き」)に沿った海苔のトレーサビリティシステム普及のため、普及方策を検討し、「導入の手引き」関連文書の作成や改訂を行う。

3.検討事項

- ・「導入の手引き」関連文書の作成・改訂
- ・「導入の手引き」等に沿った普及方策
- ・現状調査の評価
- ・その他

4.委員会の位置づけおよび構成

- (1)委員会は、ユビキタスシステム開発検討委員会の部会として設置する。
- (2)社団法人 食品需給研究センター(以下、需給センター)の理事長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (3)委員会の座長は、委員の互選によって選出する。

5.委嘱期間

委員委嘱を承諾した日から、平成19年3月29日までとする。

6.出席のための費用

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、需給センターの規程により支払うこととする。

7.事務局

委員会の事務局を、需給センターに設置する。